相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東旭川北二条六丁目一一三番地六一、最後の住所北海道旭川市東光一条八丁目三番一五号　被相続人　亡　勝本　雅明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所北海道旭川市一条通一二丁目二〇八二番地二　八重樫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大手町一丁目一三二番地、最後の住所群馬県吾妻郡中之条町大字五反田三四八三番地の一　被相続人　亡　桒原　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

群馬県前橋市古市町一丁目四三番地一

相続財産管理人　弁護士　釘島　伸博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市藤阿久町九四六番地三、最後の住所群馬県太田市藤阿久町九四六番地三

被相続人　亡　小暮　恒豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区日ノ出町一四番地三、最後の住所埼玉県鴻巣市東三丁目一番二七号

被相続人　亡　吉田　輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六　浦和大熊ビル四階　尾崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野台四丁目一七番、最後の住所千葉県船橋市習志野台四丁目一七番一―三一一号　被相続人　亡　中尾　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所千葉県市川市南八幡四丁目五番二〇号エムワイビル五Aアライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町五丁目一四二九番地、最後の住所千葉県船橋市本町六丁目二番一〇―一〇〇三号　被相続人　亡　雨宮　佑治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階　エバー総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　清亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大字洗馬四六一九番地、最後の住所千葉県市川市幸二丁目七番一七号六〇一室（行徳芙蓉ハイツ）

被相続人　亡　南山　良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目二番一九号イシデンビル五階京葉まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大家　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川三丁目一一番地、最後の住所東京都三鷹市大沢二丁目一八番三号

被相続人　亡　荒木　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区内神田一丁目二二番地、最後の住所東京都西多摩郡奥多摩町白丸二六三番地グリーンウッド奥多摩

被相続人　亡　森　三日生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区中央二丁目九番、最後の住所神奈川県相模原市中央区中央二丁目九番一四号　被相続人　亡　清水　紀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一〇番一号　ライオンズマンション相模大野九〇一　夏目法律事務所

相続財産管理人　弁護士　夏目　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヨ一七六番地、最後の住所石川県金沢市横川四丁目一一二番地　被相続人　亡　河原　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十八日

石川県金沢市橋場町一番二九号レジデンス兼六一階　中村吉輝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村井　充

第12期決算公告

平成30年2月14日

岩手県盛岡市津志田町一丁目5番21号

株式会社ブリヂストンタイヤサービス岩手

代表取締役　髙橋　瑞彦

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,174
	固定資産	26,858
	合計	147,032
負債及び純資産の部	流動負債	87,916
	固定負債	32,704
	株主資本	26,412
	資本金	8,000
	利益剰余金	18,411
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	18,411
	（うち当期純利益）	(8,945)
	合計	147,032